

## 利用料基準

二宮寿考園施設利用契約書第7条に規定する利用料等について次の通り定める。

(基本の利用料)

第1条 基本の利用料は「神奈川県軽費老人ホーム利用料等取扱基準」に基づくものとし、毎月の金額については次の通りとする。

- (1)生活費(食費等の費用額) 56,090円  
(2)サービスの提供に要する費用 10,000円～105,300円の19区分(別表1参照)  
(3)冷房・暖房費 2,150円

(共有部分の冬季暖房費11月～3月までの5ヶ月間)

2 施設利用契約締結の後、月の半ばでの入所による基本の利用料は、前項の生活費において、食材費相当額を不在日数分控除し、サービスの提供に要する費用及び暖房費については控除しないものとする。また、食材費相当額は1日あたり750円とする。

3 第1項に定める生活費は、生活保護法に基づく公的扶助を得ている者について利用者の負担力についての施設長の判断に基づき負担額の一部を減免することがある。

(夏季冷房費)

第2条 夏季冷房費は共有部分において使用されるものであり、7月から9月までの3ヶ月間とし、前条第3項の暖房費と同額とする。

(その他の利用料や費用)

第3条 その他の利用料や費用は、第1条及び第2条によって定められる利用料外の、以下各号の個別サービスに係る費用とする。また、これらの個別サービスについては、利用者の申告や選択に基づき提供される。

- (1)居室光熱費 経常使用の電化製品一品につき500円(月額)  
(2)預り金管理費 2,000円(月額)  
(3)余暇活動材料費 実費  
(4)余暇活動の部分負担費 所定額  
(5)日常生活消耗品費 実費  
(6)洗濯機、乾燥機使用料 100円(1時間あたり/回)  
(7)個別サービス提供料 1,500円(1時間あたり)  
(8)通院等移送サービス(5km圏内) 1,000円(1回あたり)

2 前項第7号及び8号に定める費用は、利用者の負担力についての施設基準(別表2)に基づき減免ことがある。

(退去時費用)

第4条 退去時に居室の原状回復に要する費用は、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」(平成10年3月

建設省住宅局・(財)不動産取引推進機構)を参照し、適正な費用負担額について定めるものとし、原状回復箇所については以下のとおりとする。

- (1)畳
- (2)喫煙等による壁面、天井、窓、ふすま、扉の汚染
- (3)工事としての修復を要する居室内的損壊

(入院中の利用料)

第5条 二宮寿考園施設利用契約書第8条第1項第1号に規定する入院期間中の対応における利用料は、第1条第1項第1号の生活費における食材費相当額を当該日数分控除し、その他の費用については控除しないものとする。

(食費の返金)

第6条 私事都合による外出や外泊等による食費の返金については以下のとおりとする。

また、食材費相当額は1日を1単位とし、朝食、昼食、夕食の分割は行わないものとする。

- (1)3日前までの申請による外出 全額返金(食材費相当額)
- (2)3日前までの申請による外泊 全額返金(食材費相当額)

(体験入居の費用)

第7条 体験入居する場合の費用として、日額(一泊三食付)を単位として2,000円とする。

(附則)

この基準は、平成23年4月1日から施行する。  
この基準は、平成24年10月1日から施行する。  
この基準は、平成27年4月1日から施行する。  
この基準は、平成28年4月1日から施行する。  
この基準は、平成30年12月1日から施行する。  
この基準は、令和元年10月1日から施行する。  
この基準は、令和3年12月1日から施行する。  
この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 サービスの提供に要する費用本人からの徴収額(月額)

対象収入による階層区分		本人からのサービス提供に要する費用徴収額
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,100円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,100円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,100円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,200円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,300円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,300円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,400円
9	2,200,001円～2,300,000円	40,500円
10	2,300,001円～2,400,000円	45,600円
11	2,400,001円～2,500,000円	50,600円
12	2,500,001円～2,600,000円	57,700円
13	2,600,001円～2,700,000円	64,800円
14	2,700,001円～2,800,000円	71,900円
15	2,800,001円～2,900,000円	79,000円
16	2,900,001円～3,000,000円	86,100円
17	3,000,001円～3,100,000円	94,200円
18	3,100,001円～3,200,000円	102,400円
19	3,200,001円以上	105,300円

注1:令和7年3月10日「神奈川県軽費老人ホームサービス提供費補助金交付要綱の一部改正について(通知)」高福第5887号に基づく。

注2:対象収入は前年の収入(1月～12月)から必要経費を差し引いた額となります。

注3:収入として認定するものは、年金・恩給等、勤労所得、財産収入、利子・配当収入、その他の収入(不動産の処分による収入等)

注4:必要経費として認定するものは、租税、社会保険料等、医療費、介護保険サービス利用料自己負担額

注5:収入及び必要経費については、「軽費老人ホームにおけるサービスに要する費用本人徴収額決定事務手引き(平成22年12月版)に基づく。

別表2 第3条第2項に定める減免基準

その他利用料減免の施設基準:以下2条件をともに満たすこと		
1 経済的条件:	生活保護法に基づく公的扶助を得ていること	
2 補助者条件:	利用者の生活の補助が可能な身元保証人・親族等が不在、あるいは補助の助力を得ることが極めて困難であること	